

首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会開催要綱

(目的)

第1 本県の首都圏アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」の賃貸借契約が、令和7年2月末をもって満了となることから、今後予想される社会情勢やI C T（情報通信技術）への対応等を踏まえた今後の首都圏におけるアンテナショップの在り方について広く有識者等から意見聴取を行うため、首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 首都圏アンテナショップが持つ機能の現状に関すること。
- (2) 首都圏アンテナショップの今後の在り方に関すること。
- (3) その他物産振興施策に係る必要な事項。

(構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる分野から知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

(座長)

第4 懇話会に座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県農政部食産業振興課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

分 野	構成員数	摘要
学 識 者	2人	
マーケティング事業者	1人	
デジタル・観光事業者	1人	
運 営 事 業 者	2人	
県内食品製造事業者	1人	